

2025

冬号

Winter

No.46

2025年1月30日発行



税理士法人八鍬会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目31番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

総則6項 (そうそくろっこう)

昔々、札幌はあるところに御年90歳になるおじいさんがおったそう。おじいさんは市内の繁華街に貸ビルを所有する資産家だったそうで、先々のことを案じて銀行に相談。すると銀行は相続対策としてまず孫と養子縁組、さらに東京都内に一棟丸ごと賃貸物件8億5,000万円。

それと川崎市内にも丸ごと物件5億5,000万円、合わせて14億円を全額借金で購入すれば税金安くなりますよと。

心配した次男が銀行に「大丈夫ですか？」と、「いや、心配ないですよ、皆やっていますから…」と、何とも無責任な答え。しかし、実際にあった話なんじゃ、それが。

それから3年ほどしておじいさんは他界、銀行お抱え税理士が相続税をゼロ円で申告したそう。申告書には買値14億円物件を、評価ルールに従い3億3,000万円と申告。元々所有する財産6億2,000万円と合わせても10億円未満。借金残高は10億円以上。つまりマイナス申告をしたということだ。

それからまもなく次男は川崎物件一棟を買値よりやや安い5億2,000万円と売却し、借金を一部返済。すると申告から1年半ほどしたある日、税務署のほうから5人のGメンがやって来たんじゃ。税務署も『派手にやりやがってこの野郎、バカにするな…』と思ったのかどうか、『相続財産は時価申告が原則だ、丸ごと物件二棟で3億3,000円はどう見ても安すぎる、税務署の鑑定評価12億7,000万円が妥当だ。全財産合わせると18億9,000万円。よって相続税2億4,000万円プラス加算税と延滞金を払え…』となったそう。全部合わせると3億を超えるそうじゃ。すごい額じゃのお。

相続人は『法律に従って申告しただけ、銀行も承知していたはず』と主張。争いは法廷の場に。札幌地裁、高裁、そして最高裁まで争ったが納税者は全敗。

争点となったのは総則6項の適用の是非。つまり「評価額が不当に低いときは、税務署が評価額を決定する」という6項の規定が適用できるかどうかだ。難しい話じゃのお。



要するに買値14億円のマンション二棟を3億3,000万円と評価したのが適正かどうかだ。

Gメンはおじいさんの生前まで遡って徹底調査したそうじゃ。

すると銀行内部の稟議書に「節税対策」とか「皆がやっている」、「キーマンは次男」などなど、こと細かな記載が裁判で明るみに、それが最後の決め手となったようだ。この裁判の教訓は、銀行が稟議書をもう少し工夫するとか、相続人も相続後すぐに売ったりしなければ、結果は逆になっていたかも知れんということだ。いずれにしても、他人が勧める話には気を付けろということじゃ。

税務カレンダー

2025年2月

- ◆ 固定資産税 第4期 (28日)

2025年3月

- ◆ 所得税の確定申告 (17日まで)
- ◆ 贈与税の確定申告 (17日まで)
- ◆ 個人事業者の消費税申告 (3月31日まで)

2025年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日 (23日)
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日 (30日)

※ 今年も確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要になります。また、確定申告期間中の一部税務署の休日開庁日は、3月2日です。

税務 TOPIX

相続税の納税者、過去最高を更新

国税庁はこのほど令和5年分の相続税の申告実績を公表。相続の発生件数は全国で157万6,000件、そのうち相続税を納めた人は約15万5,700人、納税額は3兆53億円だったそうだ。これまでの高額納税者は、故松下 幸之助氏でおよそ600億円。次いで故田中 角栄氏と言われているが、あくまで推定の話。

それに対し昭和天皇は遺産総額が9億4千万円、これに対し約4億2,800万円の相続税を納めた話は知る人ぞ知る有名な話。ただ、その中には三種の神器、八咫鏡（やたのかがみ）、八咫瓊勾玉（やさかにのまがたま）、草薙剣（くさなぎのつるぎ）は課税されなかったそうだ。



30億円追徴課税 矢崎総業株



自動車部品メーカー大手、矢崎総業株が東京国税局の調査を受け、材料外注費の水増し計上が発覚。過去2期分、約30億円の追徴課税を受けたことが分かった。同社はこれに対し即刻国税不服審判所に審査請求を行ったと表明。

矢崎は非上場であるものの創業80年を超え、年間7,500億円超の売上を誇る有名企業。子会社関連会社も多く、価格支配権を有する立場にある。その立場を利用し、子会社の材料外注費を水増し計上。それが利益操作と認定され、2期分合わせて340億円の経費が否認された。果たして審判所の裁決はどうか、今後の行方を見守りたい。

十倉会長、またも問題発言…

何かと問題発言の多い経団連十倉 雅和会長。先頃の消費税19%への値上げ論には各界から嵐のような批判。かと思うと今度は昨年末、石破首相と会談した後の記者会見の席上、富裕層への所得税課税を段階的に引き上げ、課税を強化すべきだと提言したことを明らかにした。

この発言に対し先陣を切ったのが、楽天グループの三木谷会長兼社長。「経団連は終わりだ。頑張って成功した人に対し懲罰的重税だ。正気かッ今でも最高税率55%、相続税と合わせると80%超、世界で最も高い。中国より高い。海外へ逃避する富裕層が増えるだろう!!」と猛烈に批判。あまりにも政府寄りの十倉会長発言に、とうとう三木谷社長の堪忍袋の緒が切れたようだ。



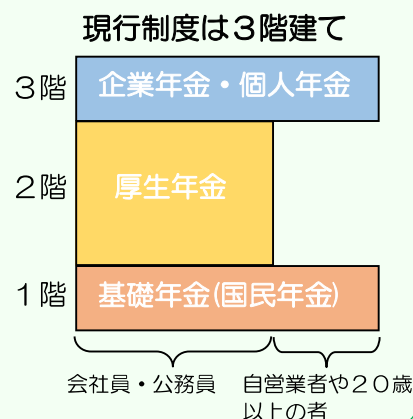
NEWS WAVE

年金カット、50万円から62万円に…

高齢者の年金カット基準が令和8年4月から月額62万円以内ならば、満額支給されることになる。高齢者の働き控えを解消し、人出不足の解消を狙う方針とか。

改革案のポイント

- ① 年金カット基準の引き上げ…現行50万円から62万円に引き上げる
- ② 高額所得者の保険料の値上げ…年収798万円以上の方は値上げ対象
月額最高9,000円アップ
- ③ 基礎年金(国民年金)保険料の引き上げ…2029年以降実施、額は未定
- ④ パート社員の加入者拡大…会社規模に関係なく、全事業者に拡大
- ⑤ 会社負担割合の引き上げ…現行折半から会社負担割合を引き上げる



税金 Q&A

新しくなった相続時精算課税制度（令和6年度改正 続）

令和6年1月1日以後の贈与について、相続時精算課税制度が大幅に改正されました。前回はそのメリットを検討しましたが、今回はデメリットを取り上げます。一度選択すると元の暦年課税に戻れない制度です。よくよく検討してから選択して下さいね。



税理士 八鍬幸江

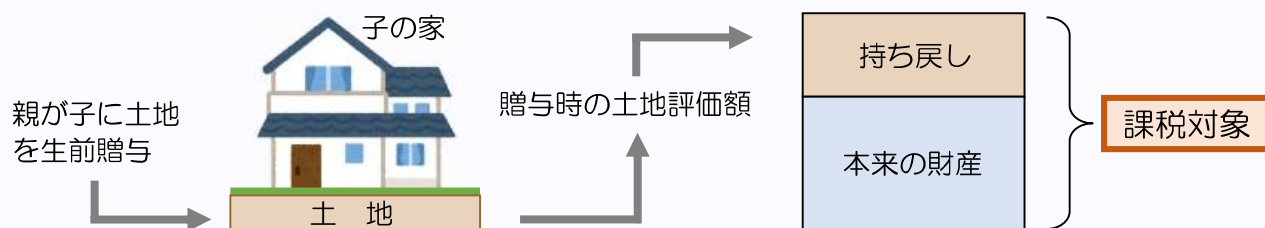
デメリットその1 相続時精算課税制度選択届出書の提出が必要

例えばその贈与が特別控除 2,500 万円以下で贈与税がゼロであっても、適用初年度は「相続時精算課税制度選択届出書」を翌年3月15日までに、所轄税務署に提出しなければなりません。これを1日でも遅れるとその年分について受けることはできず、暦年課税制度による贈与税を支払うこととなります。また宥恕規定も設けられていないため、言い訳ができません。忘れずに提出して下さい。

デメリットその2 時価が下落した財産は不利になる

精算課税制度を使って贈与した財産の時価がその後値下がりしたり、財産自体を売却したりして無くなったとしても、相続が発生したときは贈与時の時価で持ち戻して相続税を計算しなければなりません。逆に値上がりしたときは相続税を抑える効果があることは前回メリット編で述べました。

また、例えば家屋の贈与を受けたが、その後建て替えたりしても、元の額を相続財産に上乗せしなければなりませんので要注意です。



デメリットその3 「小規模宅地の特例」が適用できなくなる

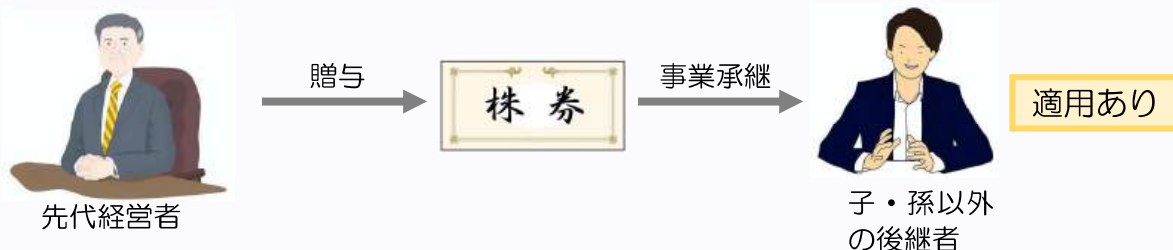
相続時精算課税制度を利用して土地の贈与を受けると、その土地に小規模宅地の特例を適用することができなくなります。この特例は土地の相続税評価額を最大 80%まで減額できる制度で、相続税の節税効果が非常に高い制度です。

この制度の対象となるのはあくまで相続した土地であり、生前に贈与された土地は対象になりません。なので、もともと小規模宅地の評価減の対象とならない土地であれば影響はありません。

デメリットその4 父や孫など直系尊属に対する贈与以外は適用できない

子や孫以外、例えば甥・姪や兄弟もしくは配偶者などに対する贈与は、たとえ年齢条件を満たしていても適用はありません。よって原則として暦年課税制度しか選択できません。

例外的に事業承継税制に基づき株式の贈与を受ける後継者が、子や孫以外のものであっても適用が認められます。ただし、この事業承継税制の適用を受けるには、他にも要件があるのでご注意下さい。



令和6年中の贈与税の申告納税は、来月2月1日から始まります。精算課税制度を検討している方はまだ間に合います。前もって当事務所担当までご相談ください。

『マゴワヤサシイ』で不老長寿

日々の食事で『マゴワヤサシイ』を心がけると、若々しく健康な体が維持できると言われています。

マ まめ類 納豆 豆腐 味噌などの加工食品や大豆、小豆など

ゴ ごま類 ごま くるみ ピーナッツ アーモンドなど

ワ わかめ類 わかめ ひじき 昆布 モズク のりなど

ヤ 野菜類 できれば無農薬もしくは低農薬野菜

サ さかな類 天然かつ新鮮な魚介類

シ しいたけ シイタケなどのキノコ類 なめこ 舞茸 しめじなど

イ イモ類 ジャガイモ 里芋 サツマイモ こんにゃくなど



健康と若返りには「食事」と「睡眠」そして適度な「運動」です。健康を失ってからでは遅すぎます。健康なうちから、まずは食事に気を配ってみてはいかがでしょうか。

事務所からのお知らせ

事務所増築、完成間近

昨年10月から始まった増築工事が順調に進み、残すところ外構工事のみとなりました。2月中旬には完成する予定。

工事期間中はお客様をはじめ近隣の方々に大変ご迷惑をおかけしました。



確定申告がまもなくスタート

- 贈与税…2月3日から3月17日まで
 - 所得税…2月17日から3月17日まで
- 期限を過ぎると、さまざまな罰則があるのでご注意ください

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

一段と寒さが厳しい季節。インフルエンザの流行のピークは越えたようですが、まだ油断はできません。ノロウイルスなど胃腸炎にも気を付けましょう。空気の乾燥にも注意が必要です。

引き続き感染予防に努め、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取など健康管理に努めましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木、黒須、久保田